

債務根保証要領

平成 15 年 12 月 10 日独信基(305)平成 15 年第 639 号
改正 平成 17 年 3 月 22 日独信基(305)平成 16 年第 3329 号
改正 平成 19 年 2 月 27 日独信基(305)平成 18 年第 2457 号
改正 平成 28 年 3 月 17 日独信基 304 平成 27 年度第 219 号
改正 令和 3 年 5 月 17 日独信基 304 令和 3 年度第 32 号

第 1 根保証の定義

根保証とは融資機関の手形貸付又は手形割引について、予め一定の保証極度額及び保証期間を定め、それらの範囲内において反復継続して行われる貸付又は割引を保証することをいう。

第 2 根保証契約の方式

- 1 根保証契約は、手形貸付、手形割引について、それぞれ別個に締結する。
- 2 根保証契約は、原則として、1 融資機関について手形貸付、手形割引それぞれ 1 件ずつとする。ただし、手形貸付であって、木材産業等高度化推進資金に係る根保証契約は、他の根保証契約とは別に締結する。

第 3 根保証期間

- 1 根保証期間の最高限度は、1 年とする。
- 2 根保証期間中に貸付又は割引された手形の期限が根保証期間を超えることはできない。

第 4 手形の指定

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、必要に応じ割引の対象とする手形に関し、その銘柄を指定し、又は振出人ごとの最高限度額を指定することがある。

第 5 根保証依頼の関係書類

根保証依頼の関係書類は次のとおりとする。

- 1 債務保証依頼書（様式保第 1 号）
- 2 債務保証協議書（様式保第 2 号）
- 3 調査意見書（様式保第 2 号の 1）
- 4 保証人調査書（様式保第 2 号の 2）
- 5 債務根保証転貸資金予定者明細書（様式根第 1 号）
（注）組合であって、資金の使途が組合員に対する転貸の場合に限る。
- 6 債務根保証資材売渡先予定者明細書（様式根第 2 号）
（注）組合であって、資金の使途が共同購入の場合に限る。
- 7 出資利用承諾書（様式保第 1 号の 2）

(注) 単位組合（連合会）の組合員（会員）が、組合（連合会）の出資を利用して保証を受ける場合（間接利用）に限る。

- 8 木材産業等高度化推進資金の場合にあつては、合理化計画（申請）書、同計画に係る知事の認定書の写し及び数人共同の事業体に係る参考資料

(注) 数人共同の事業体に係る参考資料は、数人共同体の構成員が各別に融資を受ける場合に限る。

- 9 債務者及び連帯保証人が個人の場合にあつては、個人情報取扱について（同意書）（申込時・個人情報提供者用様式2）及び根保証約定書（根保証約定書様式第1号）
- 10 直近の決算書3期分（ただし、継続申込みの場合は1期分）
- 11 その他融資機関が適当と認めて徴した書類の写

第6 根保証契約の変更手続

根保証の極度額の減額又は保証期間等を変更しようとするときは、当該根保証の保証期間内に保証契約変更願書（様式保第6号）及び保証契約変更協議書（様式保第7号）を信用基金に提出する。ただし、極度額を増額しようとする場合は、変更手続によらず新たな根保証依頼の手続による。

第7 更新手続

- 1 根保証期間満了後も引続き根保証を受けようとする場合は、当該根保証期間内に新たな根保証依頼の手続により、更新の申込みをする。
- 2 更新の申込みにあつては、必要に応じ極度額を増減することができる。
- 3 更新前の根保証について残高がある場合は、残高完済後更新とする。

第8 保証料の算出及び徴収

保証料は、次の算式により算出し、根保証の始期に一括して徴収する。

(1) 手形貸付の場合

保証元本極度額×保証期間（日数）×保証料率（林業信用保証業務細則第15条第1項各号で定める保証料率）×1/365

(2) 手形割引の場合

保証元本極度額×保証期間（日数）×保証料率（林業信用保証業務細則第15条第1項各号で定める保証料率）×1/365×85/100

第9 融資機関における管理及び報告

- 1 融資機関は、根保証による手形貸付又は手形割引の元帳を当該融資機関固有のものと区分して作成する。
- 2 融資機関は、根保証による割引手形の不渡事故が発生したときは、すみやかに信用基金に通知する。
- 3 根保証を根保証期間満了前に完済し、当該根保証の保証枠を今後利用しない場合又は根保証期間が満了した場合には、その翌月10日までに融資機関は、信用基金に根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第4号）

を提出する。

第10 保証料の払い戻し

林業信用保証業務細則第15条第7項から第10項の規定に基づく保証料の払い戻し（手形割引及び当座貸越根保証を除く。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第9の3の根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書の提出があった場合（根保証期間が満了した場合を除く。）には、残余の保証期間に相当する保証料の額を払い戻すものとする。
- (2) 第9の3の根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書の提出があった場合であって、第9の1の元帳により根保証極度額を満度に利用しなかったと認められる場合には、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すものとする。

第11 その他

この要領に定めるものの外、根保証の取扱いについては「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」、「林業信用保証業務細則」及び「独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書」によるものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 平成19年3月31日までに受付けた保証案件については、従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成28年3月31日までに受付けた保証案件（根保証極度額を満度に利用しなかった場合において、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すこととして個別に決定した案件を除く。）については、従前の要領を適用する。

附 則

この要領の変更は、令和3年10月1日から施行する。